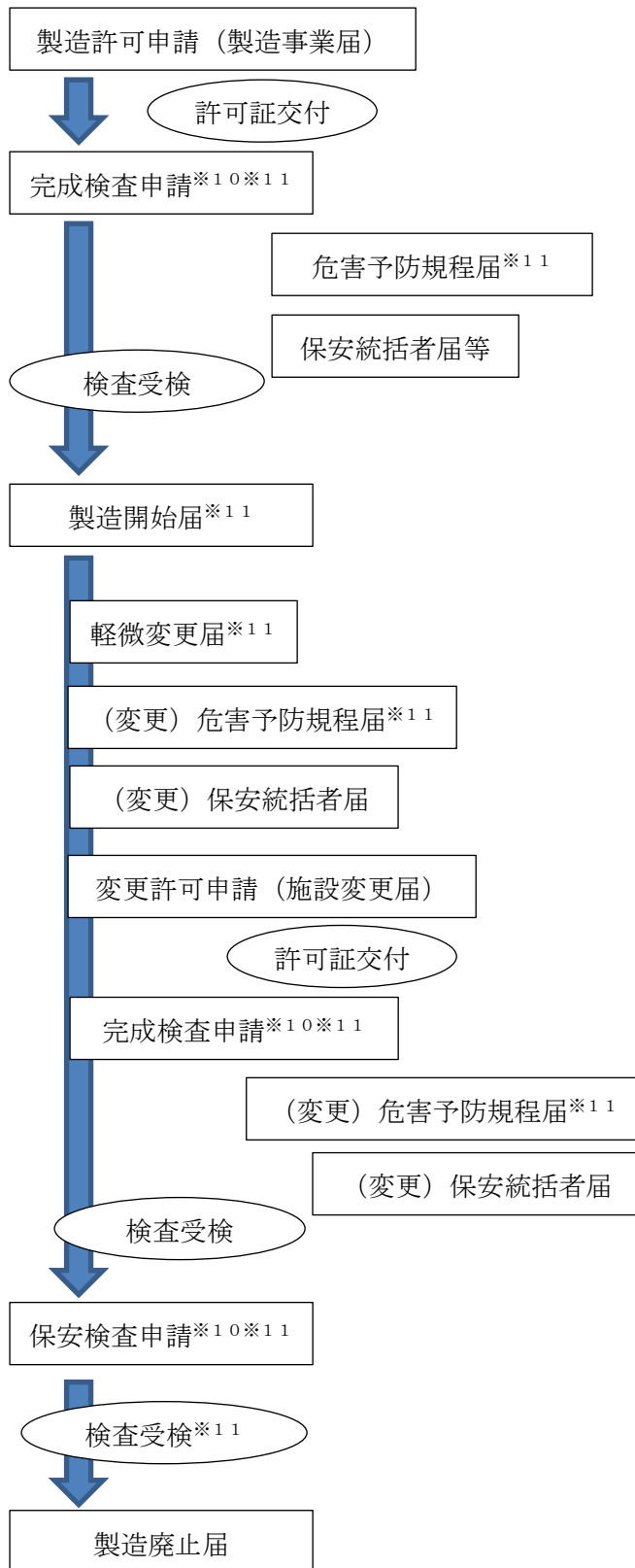


第2章 製造関係（冷凍を除く。）について

1 申請・届出の流れ



備考

第二種製造者の場合、届出受理20日後から製造開始することができる。

危害予防規程を検査受検までに作成する必要がある。

保安統括者、保安統括者代理者、保安技術管理者、保安係員を検査受検までに選任する必要がある。

完成検査として検査を受検する必要はないが、自主検査等により、基準に適合していることを確認する必要がある。

軽微変更をした場合は、工事後に届け出る。

危害予防規程届及び保安統括者届等については、変更したときに届け出る。

申請及び届出いずれも、変更前に届け出る。

変更工事により届出が必要な場合に届け出る。

保安統括者及び代理者は変更の都度届け出る。

完成検査として検査を受検する必要はないが、自主検査等により、基準に適合していることを確認する必要がある。

廃止した後に届け出る。

※10 指定検査機関等に検査申請をした場合は、検査結果報告書、検査受検届が必要となる。

※11 第二種製造者の場合は不要となる。

2 製造許可申請（保安法第5条第1項）

処理能力が100 m³/日（第一種ガスにあっては300 m³/日）以上の高圧ガス設備を設置して高圧ガスを製造しようとする者は、以下の手続きを経る必要がある。

(1) 必要書類（一般則第3条、液石則第3条及び平成15・03・25原院第3号）

ア 高圧ガス製造許可申請書

作成例参照

イ 製造計画書

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

(ア) 事業所位置図

縮尺1/2500程度で作成し、事業所周囲の主要な建物及び保安物件を記載する。

(イ) 事業所全体平面図

事業所の全体のうち、どの位置に高圧ガス製造施設があるかを記載する。また、消防法第11条の許可を受けた施設がある場合は、施設区分、指定数量の倍数及び高圧ガス製造施設からの距離を記載する。

(ロ) 製造工程の概要を説明した書面及び図面

(ハ) フローシート及び配管図

(ニ) 高圧ガス製造施設配置図

製造施設全体をカバーできる図面とし、警戒標、火気制限エリア、緊急遮断弁操作位置、ガス漏えい検知警報設備、除害設備、防消火設備等の設置位置等必要事項を記載する。また、容器置場については、面積を記載すること。

(ホ) 処理・貯蔵能力の計算書

製造計画書への記載で足りる場合は、添付する必要はない。

(ヘ) 機器等一覧表

(ト) 高圧ガス設備の図面

処理設備、貯槽及びバルブ等の高圧ガス設備の図面を添付する。

(チ) 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

(リ) 耐震設計構造物に係る計算書（耐震設計が必要な設備等に限る。）

計算は、原則として、高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（高圧ガス保安協会規格）及び高圧ガス設備等耐震設計指針（高圧ガス保安協会）によるものとし、計算式及び計算結果のみを記載するのではなく、許容応力と算定応力を比較し、安全な設計である旨の説明を記載すること。

(ル) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

耐震設計に使用した数値（使用している配筋径、ボルト径等）が確認できる図面を添付する。

(レ) その他高圧ガス施設に必要な書類

障壁等の構造図、安全弁の吹き出し量計算、除害設備の能力計算等、例示基準等に示されているもの等、技術上の基準に適合していることが確認できる資料を添付する。

(2) 必要書類作成例

ア 高圧ガス製造許可申請書

(法第5条第1項関係)		様式 B-2	
高圧ガス製造許可申請書	<input type="checkbox"/> 一般	×整理番号	
	<input type="checkbox"/> 液石	×審査結果	
	<input type="checkbox"/> 特定	×受理年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 冷凍	×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）	〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島充てん所		
事務所（本社）所在地	広島市中区国泰寺町〇丁目〇番〇号		
事業所所在地	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
製造する高圧ガスの種類	圧縮空気		
欠格事由に関する事項	1	高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者	
	2	この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
	3	成年被後見人	
	4	法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	
〇〇年〇〇月〇〇日			
代表者 氏名 〇〇消防コンプレッサ株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 代理者 氏名 〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島支店長 □□ △△			
広島市消防局長 様			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。			

製造するガス種に応じた規則を○又は□で囲む。もしくは、該当しないものを横線で消す。

法人の場合、本社所在地を、個人の場合、住民票の住所を記載する。法人の場合、登記事項全部証明書を、個人の場合、住民票を添付する。

施設の設置予定地の住所を記載する。

該当の有無を記載する。

手数料を納入する日を記載する。

法人による申請の場合、本社の代表者を記載する。

代理者による申請の場合、代理者名を記載して申請する。また、別紙に委任状の添付が必要となる。

(注意) この申請書において、名称（事業所の名称を含む。）、事務所（本社）所在地、事業所所在地、年月日及び代表者欄の申請書等の記載方法の基本的な事項は、以下の申請又は届出において、特別に記載のない場合を除き同様とする。

イ 製造計画書

製 造 計 画 書				
1. 製造の目的 空気呼吸器用ポンペに圧縮空気を充てんする。				
2. 製造の方法 移動式圧縮機により、大気中の空気を圧縮しポンペに充てんする。				
3. 1日の処理能力				
ガ ス 名	処理設備名	処理能力 (m ³ /日)		
圧縮空気	圧縮機	〇〇〇		
合 計		〇〇〇		
4. 貯蔵能力				
ガ ス 名	貯蔵設備名	最大貯蔵量		
		液化ガス(kg)	圧縮ガス (m ³)	
圧縮空気	容器		〇〇	
合 計			〇〇	
5. 保安統括者等の選任予定者及び資格				
区 分	正		代 理	
	氏 名	資 格	氏 名	資 格
保安統括者	〇〇 〇〇	乙機	△△ △△	乙化
保安技術管理者				
保安係員	□□ □□	乙機	△△ 〇〇	乙化
6. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項 別紙のとおり				
7. 連絡先 部署名 〇〇部 〇〇課 担当者名 〇△ □□ 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
8. 完成検査予定日 〇〇年〇月〇日				
9. 完成検査実施者 広島市消防局・保安協会・指定完成検査機関 (

表に処理能力及び貯蔵能力の数値のみを記載した場合、別途処理能力及び貯蔵能力の計算書を添付すること。
また、移設品を使用している場合は、設備名の後に(移設品)と記載し、使用履歴、保管状態の記録(許可書、完成検査合格証、廃止届、直近の保安検査証、定期自主検査結果等)を添付すること。

未定の場合は、「未定」と記載し、完成検査受検前までに選任すること。また、ここに記載することにより届出を省略できるわけではないので完成検査受検前までに届出ること。

「別紙のとおり」としないときは、規則の条項、基準項目及び対応事項を記載すること。
(次ページ参照)

必要に応じて、施工業者名、施工業者担当者名及び施工業者の電話番号を「連絡先」の次の項目として追加してもよい。

(注意) 製造計画書の書式は法令により定められた様式ではないため、事業者独自で作成している様式を使用しても差し支えない。また、必要に応じて上記様式を加工して使用しても差し支えない。

ウ 技術上の基準に関する対応状況

1. 高圧ガス保安法第8条第1号に規定する技術上の基準に対する対応状況 一般則第6条第1項（製造のための施設の位置、構造及び設備に関する技術上の基準）		
条項	技術上の基準	対応状況
第1号	境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。	周囲に柵を設け、平面図の①の位置に警戒標を設置します。
第2号	貯蔵設備及び処理設備の外側から保安距離を確保すること。	第1種保安物件 法定距離 17m (〇〇小学校) 第2種保安物件 法定距離 11.3m (民家) 実際の距離は、事業所位置図参照
第3号	可燃性ガスの製造設備から火気を取り扱う施設に対し、8m以上の距離を有し、又は、製造設備から漏えいしたガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止する措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。	可燃性ガス製造設備から8m以内にある電気設備はすべて防爆仕様のもので使用し、その他の火気は使用しない。
2. 高圧ガス保安法第8条第2号に規定する技術上の基準に対する対応状況 一般則第6条第2項（製造の方法に関する技術上の基準）		
条項	技術上の基準	対応状況
第1号イ	安全弁又は逃し弁に付帯して設けられた止め弁は、常に全開にしておくこと。ただし、安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合は、この限りでない。	安全弁に設けられた元弁は全開にしておく。また、札を取り付けて「開」にしておくことを周知する。
同号ロ	空気液化分離装置の液化酸素だめ内の液化酸素1リットル中におけるアセチレンの質量、メタン中の炭素の質量又はその他の炭化水素中の炭素の質量がそれぞれ1g、200mg若しくは100mgを超えたとき、又は、これらbの炭化水素中の炭素質量の合計が200mgを超えたときは、当該空気液化分離装置の運転を中止する等の措置を講じ、かつ、液化酸素を放出すること。	該当設備なし

「一般則」、「液石則」のいずれか、申請するものを記載する。

規則の条項を記載する。

規則により規定されている技術上の基準を記載する。(条文のすべてを記載する必要はない)
例「保安距離について」のように概要を記載してもよい。

技術上の基準に合わせる必要のないものは、「該当なし」とする。変更の場合では、変更工事において関係がない基準については「変更なし」とする。

技術上の基準に対して、対応により、技術上の基準に適合しているかが判断できるように対応した内容を記載する。

エ 機器等一覧表

「機器番号」欄には、ガスフロー図に記載した番号を記載する。

設計のデータを記載する。

機器等一覧表

(塔・貯槽)

機器番号	機器名称	主要寸法(mm) (D×L、D×H)	内容積 (m ³)	材質		使用肉厚(mm)		必要肉厚(mm)		流体名	圧力(MPa)		温度(°C)		高圧ガス・ ガス設備 の区分	耐震 設計 有無	保温 保冷 有無	※1 備考		
				胴	鏡	胴	鏡	胴	鏡		設計	常用	設計	常用						
CE5	貯槽	D1662×H5428	4.98	SUS304	SUS304	15.0	15.0	15.0	15.0	LN ₂	1.2	0.95	-1.2	0.95	-1.96	常用	高圧ガス・ ガス設備 の区分	有	有	※1 備考 特定設備

(熱交換機・加熱炉等)

機器番号	機器名称	主要寸法(mm) (D×L、D×H)	区 分	内容積 (m ³)	材質	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	流体名	圧力(MPa)		温度(°C)		高圧ガス・ ガス設備 の区分	耐震 設計 有無	保温 保冷 有無	※1 備考	摘要	
									設計	常用	設計	常用						
E-1	加圧蒸器	D950×L335	F	0.001	A6063S	2.3	0.45	LN ₂	1.15	0.95	-1.96	-1.96	常用	高圧ガス・ ガス設備 の区分	無	無	※1 備考 大臣認定品	

(ポンプ・圧縮機)

機器番号	機器名称	形式	吐出量 (L/h) (m ³ /h)	吐出圧力 (MPa)	使用肉厚 (mm)	必要肉厚 (mm)	流体名	圧力(MPa)		温度(°C)		高圧ガス・ ガス設備 の区分	※2 備考	摘要
								設計	常用	設計	常用			
P-1	液ポンプ	往復動式	300 m ³ /h	16.5	2.3	2.3	LN ₂	18.0	16.5	-1.96	-1.96	高圧ガス・ ガス設備 の区分	KHK 受検品	

「備考」欄に特定設備受検品、大臣認定品、KHK 受検品、完成検査対象品の種別を記載する。または、「検査」欄を追加して記載してもよい。略称を使用する場合は、表外に略称の説明を記載する。

3 製造施設等変更許可申請（保安法第14条第1項）

第一種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更工事（軽微な変更に該当するものを除く。）をしようとするとき、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、以下の手続きを経る必要がある。

(1) 必要書類

ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書

作成例参照

イ 製造施設等変更明細書

作成例参照（作成例は、法令上定められた様式はないため、作成例に記載してある項目が備わっていれば支障ない。）

ウ 添付書類

変更のあった部分については、変更前のものと変更後のものを添付すること。

(ア) 事業所全体平面図

設置位置に変更がない場合であっても、添付すること。(イ)、(ウ)も同様。

(イ) フローシート及び配管図

(ウ) 高圧ガス施設配置図

(エ) 処理・貯蔵能力の計算書

処理能力、貯蔵能力に変更がない場合は添付不要。

(オ) 機器等一覧表

変更した機器がある場合は、当該機器についての一覧表を作成すること。

(カ) 高圧ガス設備の図面

(キ) 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

(ク) 耐震設計構造物に係る計算書（耐震設計が必要な設備等に限る。）

耐震設計構造物に変更がない場合は添付不要。(ケ)も同様。

(ケ) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(コ) その他高圧ガス施設に必要な書類

障壁等の構造図、安全弁の吹き出し量計算、除害設備の能力計算等、例示基準等に示されているもの等、技術上の基準に適合していることが確認できる資料を添付する。

(2) 必要書類作成例

ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書

(法第 14 条第 1 項関係)		様式 B-3	
高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	一般	×整理番号	
	液石	×審査結果	
	特定	×受理年月日	年 月 日
	冷凍	×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）	広島市消防局 LPガス充てん所		
事務所（本社）所在地	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号		
事業所所在地	広島市中区大手町五丁目20番12号		
変更の種類	液ポンプの更新		
年 月 日 代表者 氏名 広島市長 ○○ ○○ 広島市消防局長			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。			

高圧ガス製造許可申請書の作成例を参照すること。ただし、住民票又は登記事項全部証明書の添付は省略することができる。

記載ができない場合は、「変更明細書のとおり」とするか、「別紙のとおり」と記載する。

行政機関からの申請の場合、施設に関する権限を有する者を代表者とする。

イ 製造施設変更明細書

製 造 施 設 等 変 更 明 細 書

1. 製造の目的

LPガスボンベに充てんする。

2. 変更の内容

液ポンプの劣化に伴い、液ポンプを更新する。
また、それに伴う周囲の配管も合わせて更新する。

3. 製造の方法

貯槽のLPガスをポンプにより送液し、ボンベに充てんする。

4. 1日の処理能力

単位：m³/日

ガス名	既存能力	増設能力	減少能力	変更後能力
LPガス	53,000	55,000	53,000	55,000
合計				

5. 貯蔵能力

単位：液化ガス kg、圧縮ガス m³

ガス名	既存能力		増設能力		減少能力		変更後能力	
	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮
LPガス	5,000						5,000	
合計								

6. 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

別紙のとおり ←

7. 連絡先

部署名 予防部指導課危険物係

担当者名 □□ ○○

電話番号 082-546-3482

8. 完成検査予定日

年 月 日

9. 完成検査実施者

広島市消防局・保安協会・指定完成検査機関（

製造許可申請に添付すべき「技術上の基準に関する事項」の作成例と同様だが、変更のないものについては、記載を省略することができる。省略しないときは、対応状況欄に「変更なし」と記載する。

(注意) 記載については、製造計画書を参照すること。

4 製造施設完成検査申請（保安法第20条第1項又は第3項）

第一種製造者が、高圧ガスの製造のための施設の工事（設置又は変更許可に係るもので、軽微な変更工事を除く。）が終了し、完成したときは以下の手続き（高圧ガス保安協会又は指定機関が実施する検査を受検する場合を除く。）を経て完成検査を受検する必要がある。

(1) 必要書類

ア 製造施設完成検査申請書

作成例参照

イ 製造施設保安台帳

作成例参照（製造施設保安台帳の内容が変更している場合のみ作成する。）

ウ 完成検査成績書

検査時に提出しても差し支えない。添付する資料については以下のとおりとする。

(ア) 耐圧試験成績書

現場で耐圧試験を実施できない場合は作成し、添付すること。なお、ガス耐圧試験を実施する場合は、非破壊検査を受験し、その結果を添付すること。（一般則例示基準「7. 耐圧試験及び気密試験」等参照。）

(イ) 肉厚試験成績書

(ロ) 材料証明書（ミルシート）

(エ) 耐圧試験に使用した圧力計の検査成績書

(オ) 基礎等の検査に係る必要な書類

中間検査で立ち会った場合を除き、基礎等に係る施工状況の写真等を添付すること。

(カ) 障壁の写真

(キ) 証明書

特定検査設備合格証、認定試験者試験成績書、高圧ガス設備試験成績証明書、委託検査証明書、コールドエバポレータ移設性能検査合格証

なお、(キ)に掲げる証明書を添付した場合は、(ア)～(ロ)の書類は添付を省略することができる。

(2) 完成検査不要となる工事の範囲

ア 特定設備（耐震設計のものは対象外）の取替え又は設置位置の変更で、変更した設備の処理能力が±20パーセント以内の変更工事^{※12}

（例：耐震設計対象外の貯槽の取替え）

イ 認定品への取替え又は設置位置の変更で、変更した設備の処理能力が±20パーセント以内の変更工事^{※12}

（例：処理能力10000 m³/日のポンプから処理能力9000 m³/日の認定品ポンプへの取替え）

ウ 処理能力100 m³/日（第一種ガスは300 m³/日）未満の設備（2種相当設備）の追加設置に係る変更工事（耐震設計のものは対象外）

エ 製造するガス種の変更又は追加

オ 製造の方法の変更

※12 ア及びイの場合で、溶接等の現場加工を行った場合は、「管類の認定試験者」が工事後の試験を行った場合のみ完成検査が不要な工事となる。

(3) 必要書類作成例

ア 製造施設完成検査申請書

(法第 20 条第 1 項・第 3 項関係)		様式 B-5	
製造施設完成検査申請書	一般 液石 特定 冷凍	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称（事業所の名称を含む。）	〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島充てん所		
事務所（本社）所在地	広島市中区国泰寺町〇丁目〇番〇号		
事業所所在地	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 広島市指令消指 第高-△△号		
完 成 年 月 日	〇〇年〇月〇△日		
〇〇年〇月〇〇日			
代表者 氏名 〇〇消防コンプレッサ株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇			
広島市消防局長 様			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。			

← 交付された許可証に記載のある年月日及び許可番号を記載する。

イ 製造施設保安台帳

一般高圧ガス設備保安台帳										様式E-8			
										台帳番号			
名称			〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島充てん所			所在地		広島市中区大手町〇丁目〇番〇号					
使用目的			空気呼吸器用ボンベに圧縮空気を充てんする。			容器置場面積		1 m ²					
設備距離		第1種	7.6m	実測	72m	置場距離		第1種	12.7m	実測	72m		
		第2種	5.1m		34m			第2種	8.5m		34m		
保安物件					第1種		〇〇病院						
					第2種		マンション(民家)						
保安検査周期												保安検査不要(製造細目告示第13条第3号該当)	
処理能力		空気		580 m ³ /日						その他			
貯槽	ガス名	貯蔵量(内容積)	材質	貯槽間距離	製造所	製造年月日	設置年月日	貯蔵の型式	散水等表面積(㎡当たり水量)	その他			
1		t (m ³)		m					m ² (ℓ)	m ²			
2		t (m ³)		m					m ² (ℓ)	m ²			
3		t (m ³)		m					m ² (ℓ)	m ²			
4		t (m ³)		m					m ² (ℓ)	m ²			
5		t (m ³)		m					m ² (ℓ)	m ²			
処理設備名	ガス名	製造所	機器番号	1日の処理能力		処理設備名	製造所	機器番号	1日の処理能力				
圧縮機	空気	〇〇コンプレッサ(株)	〇〇-〇〇	290 m ³ /日					m ³ /日				
圧縮機	空気	〇〇コンプレッサ(株)	〇〇-△△	290 m ³ /日					m ³ /日				
				m ³ /日					m ³ /日				
				m ³ /日					m ³ /日				
				m ³ /日					m ³ /日				
				m ³ /日					m ³ /日				
				m ³ /日					m ³ /日				
消火設備 消火器(本数・Bの能力単位) 不活性ガス拡散設備 消火器(1本・B-12)・任意設置													
防火設備(1分間当たり) ローリー: m ² × ℓ = ℓ/分 蒸発器: m ² × ℓ = ℓ/分 その他: m ² × ℓ = ℓ/分 動力源: エンジン 保安電力 モーター ()						ガス漏えい警報器 メーカー 型式 番号 検知部設置数: 警報部設置場所: 動力源: 保安電力 ()							
貯水槽	表面積	× 深さ		m = m ³		必要水量	1分当たり ℓ × 30分間 = m ³						
水ポンプ	メーカー	型式	機器番号		防液堤	必要量	m ³ 設置制限距離		実容量 m ³ m				
除害の方法及び能力						保護具の種類及び個数		(設置場所:)					
照明設備				携帯電灯	保安電力	予備電池	通報設備		携帯拡声器	保安電力	予備電池		
その他必要事項													

台帳番号は、記載しない。

(注意) 新規の製造許可申請時又は製造施設変更許可申請において、新規に製造施設を事業所内に設ける場合に作成が必要となる。

増設ではない製造施設変更許可申請であっても、多数の処理設備又は貯蔵設備に変更がある場合にも、作成を依頼する場合がある。

1事業所あたり1部ではなく、ひとつの製造施設と考えられる施設ごとに分けて作成する。

5 製造事業届（保安法第5条第2項）

処理能力100m³/日（第一種ガスにあつては300m³/日）未満の高圧ガス設備を設置して高圧ガスの製造の事業を行う者は、事業開始の20日前までに以下の手続きを経る必要がある。

添付書類については、製造許可申請と同様とする。ただし、2(1)ア高圧ガス製造許可申請書は、高圧ガス製造事業届書、イ製造計画書は、製造施設等明細書と読み替える。それに合わせ、製造計画書中「法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項」を「法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項」と読み替える。

また、在宅酸素療法に伴う液化酸素の製造に限り、製造者本人による届け出ができない場合、家族等による代理手続きを認めている。記載方法については、製造者本人を届出者欄に記載し、下等の余白スペースに代理人による届け出であることがわかるように記載すること。このとき、製造者に対する代理人の続柄の記載をする。詳しい内容については、第1章2(2)に記載のある消防局指導課又は各署予防課に相談すること。

6 危害予防規程届（保安法第26条第1項）

新規の場合は、完成検査受検前までに、また、変更の場合は変更後遅滞なく届け出る。

必要書類は、以下のとおりとする。

(1) 危害予防規程届書

(2) 危害予防規程（規定すべき事項は以下のとおり。）

ア 製造施設及び製造の方法の技術上の基準に関する事項

イ 保安管理体制及び保安統括者等（冷凍保安責任者等）の職務に関する事項

ウ 製造設備の安全な運転及び操作に関する事項

エ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項

オ 製造施設の新増設に係る工事及び修理事業の管理に関する事項

カ 危険時の措置とその訓練方法に関する事項

キ 協力会社の作業の管理に関する事項

ク この規程の周知方法及び違反したものに対する措置に関する事項

ケ 保安に係る記録に関する事項

コ 危害予防規程の作成及び変更の手続きに関する事項

サ その他災害発生防止に関する必要事項

(3) 変更の場合、変更前、変更後が分かる資料（新旧対照表等）

7 保安統括者届（保安法第27条の2第5項又は第33条第3項）

保安統括者又は保安統括者代理者を選解任したとき遅滞なく届け出る。

施設を廃止し、廃止届を提出した場合、解任のための届出は不要とする。

なお、一般則第64条第2項、第3項及び液石則第62条第2項並びに第3項に規定する場合に該当するときは、選任の必要がない。

届出の必要書類は、以下のとおりとする。

(1) 高圧ガス保安統括者届書又は高圧ガス保安統括者代理者届書（記載例については、8参照。）

(2) 保安管理組織図（必要に応じて）

(3) （有資格者を選任する場合）免状のコピー

8 保安技術管理者等届（保安法第27条の2第6項又は第33条第3項）

保安技術管理者又は保安係員を選解任した年において、その年の前年の8月1日から、その年の7月31日までの期間にした選解任について、当該期間終了後遅滞なく届け出る。

また、新規に許可申請等をした場合においては、製造開始前までに選任すること。許可申請の場合は、完成検査受検前までに届け出る。

施設を廃止したときは、保安統括者届と同様とする。

(1) 必要書類

- ア 高圧ガス保安技術管理者等届書
- イ 保安管理組織図
- ウ 免状のコピー（解任の場合は不要）
- エ 高圧ガス取扱等実務経験証明書
- オ 保安技術管理者等届明細書

(2) 必要書類記載例

- ア 高圧ガス保安統括者届書等又は高圧ガス保安技術管理者等届

(法第27条の2第5項関係)		様式B-11	
高圧ガス保安統括者届書	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 液石 <input type="checkbox"/> 特定	(選 任) (解 任)	×整理番号 ×受理年月日 年 月 日
	名称（事業所の名称を含む。）	〇〇酸素株式会社 広島充てん所	
事務所（本社）所在地	大阪市中央区大手前〇丁目〇番〇号		
事業所所在地	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
保安統括者の区分	保安統括者（広島支店長） ←		
製造施設の区分	その他の高圧ガス製造施設 ←		
選 任	製造保安責任者免状の種類	乙種機械	
	保安統括者の氏名	〇△ 〇〇	
解 任	製造保安責任者免状の種類	乙種化学	
	保安統括者の氏名	△□ 〇△	
<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任	年 月 日	〇〇年 4月 1日	
解任の理由	人事異動のため		
<p>〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">代表者 氏名 〇〇酸素株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">広島市消防局長 様</p> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。</p>			

保安統括者代理者届の場合は、この記載例と同様だが、保安技術管理者等届の場合は、「名称」「事務所所在地」「事業所所在地」のみ、この記載例と同様とする。

保安統括者届のため、区分は当然「保安統括者」となる。また、事業の実施を監督するものかどうかの確認のため、事業所における職名又は肩書きを記載する。

一般則第66条に記載のある製造施設区分及び液化石油ガス製造施設のうち、該当する製造施設の区分をすべて記載する。

イ 高圧ガス取扱等実務経験証明書

様式 B-15

高圧ガス取扱等実務経験証明書

氏名及び生年月日	氏名 ○△ □□ 生年月日 昭和○○年○月○○日
勤務した販売所又は製造事業所の名称及び所在地	名称 ○○酸素株式会社 広島充てん所 所在地 広島市中区大手町○丁目○番○号
販売又は製造作業従事期間及び延勤務時間	自 △△年 ○月 ○○日 至 ○○年 ○月 ○○日 (3年 6ヶ月)
販売又は製造した高圧ガスの種類	酸素
作業内容	販売 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 製造 (該当するものに○をする)

1年以上の製造経験を証明する必要がある。

上記の者が、当販売所（製造事業所）において上記のとおり高圧ガス販売（製造）の作業に従事していたことを証明します。

○○年 ○月 ○○日

販売所又は製造事業所

名称 ○○酸素株式会社 広島充てん所

所在地 広島市中区大手町○丁目○番○号

代表者 ○○酸素株式会社 代表取締役 ○○ △△

製造等を経験した事業所の代表者に証明してもらおうこと。

ウ 保安技術管理者等届明細書

別紙		様式 B-14
保安技術管理者等の区分		保安技術管理者 ・ 保安係員
製造施設の区分		液化石油ガス製造施設
選 任	製造保安責任者免状の種類	丙種(液石)
	高圧ガス製造等の経験	ガス名： 経験： 1年 6ヶ月
	保安技術管理者等の氏名	○○ △△
解 任	製造保安責任者免状の種類	丙種(液石)
	保安技術管理者等の氏名	○△ □□
選任解任年月日		○○年 5月 1日
保安技術管理者等の区分		保安技術管理者 ・ 保安係員
製造施設の区分		その他の高圧ガス製造施設
選 任	製造保安責任者免状の種類	乙種機械
	高圧ガス製造等の経験	ガス名： 経験： 2年 0ヶ月
	保安技術管理者等の氏名	△○ □□
解 任	製造保安責任者免状の種類	乙種化学
	保安技術管理者等の氏名	○△ ○□
選任解任年月日		○△年 10月 1日
保安技術管理者等の区分		保安技術管理者 ・ 保安係員
製造施設の区分		
選 任	製造保安責任者免状の種類	
	高圧ガス製造等の経験	ガス名： 経験： 年 ヶ月
	保安技術管理者等の氏名	
解 任	製造保安責任者免状の種類	
	保安技術管理者等の氏名	
選任解任年月日		年 月 日
備考 保安技術管理者又は保安係員に選任される方が有する高圧ガス製造保安責任者免状の写しを添付してください。		

9 製造開始届（保安法第21条第1項）

完成検査を受検し、完成検査証が手元にあるか、危害予防規程の作成は完了しているか及び保安管理組織が整備されているかを確認し、製造を開始し、その後遅滞なく製造開始年月日を記載し製造開始届を届け出る。

10 製造施設軽微変更届（保安法第14条第2項）

第一種製造者が施設の位置、構造及び設備を改造する場合、軽微な変更工事に該当する場合がある。これに該当する場合、工事実施後遅滞なく届け出る。

また、変更工事の内容が、軽微な変更工事に該当するかどうか不明な場合は、第1章2(2)に記載のある消防局指導課又は施設を管轄する消防署予防課に相談すること。

(1) 軽微な変更工事の範囲（一般則第15条第1項各号、液石則第16条第1項各号及び平成30年3月30日付け20180323保局第13号）

ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（大臣認定設備又は高圧ガス保安協会等が実施した検査に合格したものへの取替えに限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの

（取替えであるため、認定品であっても追加設置の場合、変更許可及び完成検査が必要となる。また、取替えに伴い溶接等の現場加工が必要な場合、「管類の認定試験者」が試験を行っている必要がある。単純な取替えでなく、場所が変わる移設であれば、取替えには該当しないため、変更許可及び完成検査が必要となる）

イ ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事

ウ ガス設備以外の高圧ガス製造施設の変更工事

（ガス設備以外の高圧ガス製造施設の例：防消火設備、ガス漏えい検知警報設備、防爆仕様の照明設備、制御システム等、移動式製造設備の車両の交換、除害設備、通報設備等）

エ 製造施設の機能に影響を及ぼさない高圧ガス設備の撤去

(2) 必要書類

ア 高圧ガス製造施設軽微変更届書

イ 変更の概要を記載した書面（変更明細書等）

ウ 軽微な変更工事に該当していることを示した図面又は説明（イで記載できれば不要）

エ 変更前、変更後のフローシート、配管図及び施設配置図

オ 認定品等の取替えの場合、取替えした認定品等の証明書

カ 変更後の写真又は耐圧、気密試験等の実施状況の写真（必要に応じて）

(3) 必要書類記載例（変更の概要を記載した書面）

変 更 の 概 要 (製 造)

1. 変更の目的
 圧縮機吸い込み〇〇弁の老朽化のため。

2. 変更の内容
 認定品である吸い込み〇〇弁を認定品である吸い込み〇〇弁に取り替える。
 フランジ接続であるため、取替え時に溶接等の現場作業はない。

3. 1日の処理能力 単位：m³/日

ガ ス 名	既存能力	増設能力	減少能力	変更後能力
圧縮空気	〇〇〇			〇〇〇 (変更なし)
合 計				

4. 貯蔵能力 単位：液化ガス kg、圧縮ガス m³

ガ ス 名	既存能力		増設能力		減少能力		変更後能力	
	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮	液化	圧縮
圧縮空気		〇〇						〇〇 (変更なし)
合 計								

5. 変更年月日
 〇〇年 〇月〇〇日

11 製造施設等変更届（保安法第14条第4項）

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届け出る。ただし、軽微な変更工事に該当する場合は、届出不要である。

(1) 必要書類

ア 高圧ガス製造施設等変更届書

イ 製造施設変更明細書（高圧ガス製造施設等変更許可申請に添付すべきものと同様とする。）

ウ 添付書類

変更のあった部分については、変更前のものと変更後のものを添付すること。

(ア) 事業所全体平面図

設置位置に変更がない場合であっても、添付すること。(イ)、(ウ)も同様。

(イ) フローシート及び配管図

(ウ) 高圧ガス施設配置図

(エ) 処理・貯蔵能力の計算書

処理能力、貯蔵能力に変更がない場合は添付不要。

(オ) 機器等一覧表

変更した機器がある場合は、当該機器についての一覧表を作成すること。

(カ) 高圧ガス設備の図面

(キ) 高圧ガス設備（特定設備、大臣認定品等を除く。）の強度計算書

(ク) 耐震設計構造物に係る計算書（耐震設計が必要な設備等に限る。）

耐震設計構造物に変更がない場合は添付不要。(ク)も同様。

(ケ) 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面

(コ) その他高圧ガス施設に必要な書類

障壁等の構造図、安全弁の吹き出し量計算、除害設備の能力計算等、例示基準等に示されているもの等、技術上の基準に適合していることが確認できる資料を添付する。

12 保安検査申請（保安法第35条第1項）

第一種製造者は、特定施設について1年（製造細目告示で定める施設にあつては、当該告示で定める期間）に1回、保安検査を受けなければならない。高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関で保安検査を実施しない場合は、これにより申請する。

(1) 必要書類

ア 保安検査申請書

イ 保安検査対象設備明細書

(2) 必要書類記載例（保安検査対象設備明細書）

保安検査対象設備明細書		様式 B-22
高圧ガス製造施設名	高圧ガスの種類	処理能力 (Nm ³ /日)
圧縮空気製造施設	圧縮空気	3 9 9 m ³ /日
液化炭酸ガス製造施設 (CE)	液化炭酸ガス	2 4 4 4 m ³ /日
事業所合計処理能力 (Nm ³ /日)		2 8 4 3 m ³ /日

対象の設備について、すべて記載する。また、「高圧ガス製造施設名」は、保安検査証に記載するため、他の施設との識別ができるように名称を考慮すること。

複数の施設がある場合には、保安検査申請書中の「製造施設完成検査証の交付年月日」欄及び「前回の保安検査証に係る保安検査証の交付年月日」欄は、「別紙のとおり」とし、当該明細書において記載することができる。

13 製造施設休止届（保安法第35条かっこ書き）

第一種製造者が、高圧ガス製造施設を1か月以上にわたり休止する場合届け出る。

休止として認められる場合は、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある場合である。

保安検査受検予定日を過ぎて休止をし、その後運転を再開する場合には、保安検査を受検し、合格した後でなければ製造ができない。また、全製造設備の休止及び移動式製造設備の休止は認められないため、廃止届を提出すること。

製造施設休止届の必要書類は以下のとおり。

- (1) 高圧ガス製造施設休止届書
- (2) 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面（フローシート、配管系統図、施設配置図等）
- (3) 当該特定施設について講じた措置を記載した書面（保安検査受検予定日を過ぎて休止を継続した場合、運転再開前には、保安検査を受検し、設備の安全性の確認後に高圧ガスの製造を行う旨の記載を必ずする。）

14 第一種製造事業承継届（保安法第10条第2項）

第一種製造者の相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるもの）があった場合に届け出る。ただし、次の場合には承継届の対象外となる。この場合、譲渡した者は、廃止届を提出し、譲渡を受けた者が新規に製造許可申請をすることとなる。

- (1) 承継届の対象外となる場合
 - ア 個人から法人への譲渡又は法人から個人への譲渡
 - イ 個人から他の個人への譲渡（相続以外）
 - ウ 法人から他の法人への譲渡（合併、分割以外）
 - エ 法人分割後の分割された数社の法人への譲渡
- (2) 必要書類
 - ア 第一種製造事業承継届書
 - イ 承継の事実を証する書面（個人の場合）※13
 - (ア) 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - (イ) 被承継者に関する戸籍謄本
 - ウ 承継の事実を証する書面（法人の場合）※13
 - 合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本、登記事項証明書等）

※13 証する書面は、写しの提出でも可。

15 第二種製造事業承継届（保安法第10条の2第2項）

第二種製造者の事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割があった場合に届け出る。第一種製造者の承継よりも、承継できる条件が広いことに注意が必要である。

必要書類は、第一種製造事業承継届の場合と同じ。（第一種製造事業承継届書を第二種製造事業承継届書と読み替える。）

16 製造廃止届（保安法第21条第1項又は第2項）

第一種製造者又は第二種製造者は、高圧ガスの製造を廃止したときは遅滞なく届け出る。
特別に添付する書類はないため、高圧ガス製造廃止届書に必要事項を記載し提出する。

17 （保安・完成）検査結果報告書・（保安・完成）検査受検届（保安法第35条第1項第1号）

検査結果報告書は、保安検査又は完成検査を実施した高圧ガス保安協会又は指定検査機関が提出する。

検査受検届は、高圧ガス保安協会又は指定検査機関により検査を受検した第一種製造者が届け出る。

指定機関は、指定完成検査機関と指定保安検査機関があるため注意する。

また、受検届については、検査を実施した機関により様式が異なるため注意する。受検届の提出については、特別に添付する書類はない。

18 移動式圧縮水素スタンド充填届（一般則第8条の2第2項第2号へ）

(1) 新規の充填場所の場合

移動式圧縮水素スタンドを使用し、車両に固定した容器への充填を行う場合に、第一種製造事業所内以外の場所で充填する場合にあらかじめ届け出る。

ア 必要書類

移動式圧縮水素スタンド充填届

イ 添付書類

(ア) 第一種製造の場合

- ・ 製造施設完成検査証の写し
- ・ 作業場の基準を満たしていることがわかる書類（一般則第8条の2第2項に係る技術上の基準の対応状況、周囲図面等）

(イ) 第二種製造の場合

- ・ 製造事業届の写し
- ・ 作業場の基準を満たしていることがわかる書類（一般則第8条の2第2項（処理能力30m³/日未満の場合は、一般則第12条の3第2項）に係る技術上の基準の対応状況、周囲図面等）

(2) 既存の充填場所の場合（県内運用）

移動式圧縮水素スタンドが第一種製造の場合は保安検査、第二種製造の場合は定期自主検査を実施した場合に届け出る。

ア 必要書類

移動式圧縮水素スタンド充填届

イ 添付書類

(ア) 第一種製造の場合

保安検査証の写し

(イ) 第二種製造の場合

定期自主検査結果の写し

(3) 必要書類記載例

移動式圧縮水素スタンド充填届

(一般則第8条の2関係)		様式 B-61	
移動式圧縮水素スタンド 充 填 届 書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）	〇〇消防コンプレッサ株式会社 大手町充てん所		
事務所（本社）所在地	広島市中区国泰寺町〇丁目〇番〇号		
事業所所在地	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
充 填 場 所	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
充 填 開 始 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日～		
車 両 番 号	広島 800 あ 〇〇〇〇		
車両の許可（届出）年月日 及び許可（届出）番号	〇〇年〇〇月〇〇日 広島市指令消指第高-〇号		
〇〇年〇〇月〇〇日 代表者 氏名 〇〇消防コンプレッサ株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 代理人 氏名 〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島支店長 □□ △△ 広島市消防局長 様			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。			

- 名称に記載された事業所の所在地を記載する。
- 充填場所の所在地を記載する。
- 充填開始予定年月日を記載する。
- 充填に使用する移動式圧縮水素スタンドの車両番号を記載する。
- 充填に使用する移動式圧縮水素スタンドの許可を受けた日（届出にあっては届出受理日）及び許可（届出）番号を記載する。

19 移動式圧縮水素スタンド充填廃止届（一般則第8条の2第2項第2号へ）

移動式圧縮水素スタンド充填届を届出た場所で使用しなくなった場合に遅滞なく届け出る。

(1) 必要書類

移動式圧縮水素スタンド充填廃止届

(2) 必要書類記載例

移動式圧縮水素スタンド充填廃止届

(一般則第8条の2関係)		様式 B-62	
移動式圧縮水素スタンド 充 填 廃 止 届 書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）	〇〇消防コンプレッサ株式会社 大手町充てん所		
事務所（本社）所在地	広島市中区国泰寺町〇丁目〇番〇号		
事業所所在地	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
充 填 場 所	広島市中区大手町〇丁目〇番〇号		
充 填 廃 止 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日		
車 両 番 号	広島 800 あ 〇〇〇〇		
車両の許可（届出）年月日 及び許可（届出）番号	〇〇年〇〇月〇〇日 広島市指令消指第高一〇号		
〇〇年〇〇月〇〇日		代表者 氏名	〇〇消防コンプレッサ株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
		代理人 氏名	〇〇消防コンプレッサ株式会社 広島支店長 □□ △△
広島市消防局長 様			
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 ×印の項は記載しないこと。			

名称に記載された事業所の所在地を記載する。

充填場所の所在地を記載する。

充填廃止した年月日を記載する。

充填に使用する移動式圧縮水素スタンドの車両番号を記載する。

充填に使用する移動式圧縮水素スタンドの許可を受けた日（届出にあっては届出受理日）及び許可（届出）番号を記載する。